

総務委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の制定について
- ・かすみがうら市情報公開条例の一部改正について
- ・政治倫理の確立のためのかすみがうら市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- ・かすみがうら市火災予防条例の一部改正について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）



▲観光帆引き船

【審査内容】

Q：補正予算の中で新市主要プロジェクト調査業務について伺う。

A：広く首都圏より市に訪れる方を増員すること、ブランド化を目指すということが事業の内容になります。このため、市への観光客となる交流人口の増加を図るものです。

Q：地域集会施設整備費補助金について、市街化区域においては新規に集会施設を設置するには困難な状態があると考えますが、公平性の視点からどのように考えるか伺う。

A：公共施設の会議室等を利用することは可能かと思えます。

Q：地域集会施設整備費補助金について、補助率が2分の1ということであるが、上限額は設けているのか。

A：上限額は1,275万円としております。

文教厚生委員会

【付託案件】

- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ・教育予算の拡充を求める請願



▲学校理科準備室

【審査内容】

Q：診療報酬の点検員が委託の補正について伺う。

A：当初は、賃金で計上しておりました。生活保護関係のレセプト点検で、月に2日の勤務で日額6,640円の賃金で依頼していたのですが点検員が退職したため予算計上しました。期間は、10月から来年の3月までです。

Q：教育費の補正予算で理科支援委員等謝礼について伺う。

A：理科が得意な人材を小学校高学年の授業に活用し、観察・実験等における教員の支援や先端科学技術に関する実験等の演習・体験活動などをサポートする先生です。

Q：介護保険特別会計補正予算で第1号保険者保険料還付金について伺う。

A：年金額18万円以上の第1号被保険者保険料については、特別徴収として年金から天引きされるが保険料の納入は、1年を6期に分けて、2箇月分を納入しますが、その途中、転出・死亡された192名の方に対し、1箇月分の保険料を返還します。それに伴って社会保険庁から年度経過後に請求があり支払う内容であります。

産業建設委員会

【付託案件】

- ・かすみがうら市都市公園条例の一部改正について
- ・市道路線の認定（4件）について
- ・市道路線の廃止について
- ・平成19年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・平成19年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）



▲整備途中の神立停車場線

【審査内容】

Q：都市公園条例の一部改正については、今までいろいろな事業で整備をしてきた公園が、別表のように都市公園に位置付けするのかわかるか伺う。

A：かすみがうら市都市公園等の設置及び管理に関する条例ということで、題名も改正する内容であります。第2常陸野公園は調整区域に設置されている公園ですので、別表の中に入れて、包括的にこの条例の中で管理いたします。

Q：7、8款の報償費の指定管理者選定委員はどのようなメンバーで組織するものなのかわかるか伺う。

A：外部委員で3名です。

Q：土木費の街路事業費の補正内容について伺う。

A：神立停車場線の用地取得です。取得については土地開発公社を活用してきましたが、事業の早期完了のため、今回、直接買収に切り替えての補正内容です。